

謝金規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラダンススポーツ協会（以下「JPDSA」という。）の事業に伴う謝金に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、謝金とは、JPDSAが講師や学識経験者等に依頼し、研修会、講習会等において、講演や実技指導等に対して支払われる金銭をいう。

(謝金の支払対象)

第3条 JPDSAが事業として実施する講演又は研修等において、講演又は研修等の講師を依頼した場合、JPDSAは講師に対して謝金を支給する。

2 謝金を時間単価で支払うにあたり、当該講演又は研修等の事前又は事後に打ち合わせ等の時間を必要とする場合には、打ち合わせ等に要する時間を実施時間を含めて謝金を算定することができる。

3 第1項の謝金支給の対象となる講演又は研修等の実支給謝金額の上限は、別表のとおりとする。

(謝金の支給日)

第4条 事業に対する謝金は、第3条1項にて謝金の支給対象となった講演又は研修等の実態に応じて、講演又は研修等及び業務の完了後支給する。

(謝金の支給方法)

第5条 謝金は通貨をもって本人に支給する。

2 謝金は、法令の定めるところにより税金等を控除して支給する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

別表

対象者	基準限度額（円）	支給単位	団体基準額（円）
講師（実施指導者含）	10,000	1回	20,000
助手	7,000	1回	10,000
役員・審判員	10,000	1日	30,000
採点管理	7,000	1日	10,000
通訳	50,000	1日	50,000
司会	100,000	1日	100,000
翻訳	50,000	1日	50,000
医師	50,000	1日	50,000
其他国家資格を有する者	10,000	1日	30,000
ドーピング・コントロール 【リードDOC】	15,000	1日	15,000
ドーピング・コントロール 【DOC】	13,000	1日	13,000
ドーピング・コントロール 【立会人】	10,000	1日	10,000

*謝金の支給については、役務に対する個人への報酬であり、労務の生じない場合において は支給しない。

*上記謝金単価基準に含まれない謝金が発生した場合は、別途定める。

附則

1 本規程は、令和元年11月5日から施行する。

謝金に関する規程 別表

<謝金額>

(1) 講演又は研修等の講師に対する実支給謝金額は、下記を上限とする。

- ① 講演の場合 1回金10万円又は1時間金2万円
- ② 実技指導の場合 1回金15万円又は1時間金1万円

以 上